

(貨物運送取扱事業法施行規則の一部改正)
 第五十六條 貨物運送取扱事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中、「海運監理部長」を、「国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四條第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長」に改める。

第五十五條第一項中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に改める。
 第五十八條第一項中、「神戸海運監理部長」を、「神戸運輸監理部長」に改め、同条第四項中、「管轄する陸運支局長」を、「管轄する運輸監理部長又は運輸支局長」に、「二以上の陸運支局長」を、「運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長」に改め、同条第五項中、「海運支局があるときは、その」を削り、「海運支局長」を、「運輸支局長又は海事事務所」に、「提出しなければならぬ」を、「提出することができる」に改め、同条第六項及び第七項中、「陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正)
 第五十七條 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項中、「二以上の陸運支局長」を、「運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長」に、「陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同条第三項中、「又は陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第四十四條第一項各号列記以外の部分中、「又は陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同項第三号中、「陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同項第四号中、「又は陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第四十五條第一項中、「又は陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に、「又は陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に、「又は陸運支局長」を、「運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長」に、「又は陸運支局長」を、「運輸監理部長と運輸支局長」に改め、同条第二項中、「管轄する陸運支局長」を、「管轄する運輸監理部長又は運輸支局長」に、「二以上の陸運支局長」を、「運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長」に改める。

第二号様式中、「X(円)未満」を、「(円)未満」に改める。
 (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)
 第五十八條 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中、「陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。
 第四十九條中、「若しくは陸運支局長」を、「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。
 第五十九條 船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二年運輸省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に改める。
 第四条第三項中、「海運監理部」を、「運輸監理部」に、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第五に掲げる海運支局」を、「運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。)、茨城運輸支局、千葉運輸支局及び佐賀運輸支局を除く。)」同令別表第五第四号に掲げる「海事事務所」に改める。
 (貨物運送取扱事業等報告規則の一部改正)
 第六十條 貨物運送取扱事業等報告規則(平成二年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「海運監理部長」を、「国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四條第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長」に改める。

第四條第二項中、「陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同条第三項中、「海運支局があるときは、その海運支局長」を、「運輸支局長又は海事事務所」に改める。
 (貨物自動車運送事業報告規則の一部改正)
 第六十一條 貨物自動車運送事業報告規則(平成二年運輸省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「又は陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。
 第四条第二項中、「陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。
 (貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正)
 第六十二條 貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令(平成七年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に改める。
 第三条中、「陸運支局長又は海運支局長」を、「運輸支局長又は海事事務所」に、「陸運支局長又は海運支局長」を、「運輸支局長又は海事事務所」に改める。

(船舶構造規則の一部改正)
 第六十三條 船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)の一部を次のように改める。
 第六條第二項中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三に定める海運支局」を、「運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))」を削る。
 同令別表第五第二号に掲げる「海事事務所」に改正する。

(船舶職員法施行規則の一部改正)
 第六十四條 船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第四号)の一部を次のように改正する。
 附則第十三項中、「海運監理部及び海運支局」を、「運輸監理部、運輸支局及び海事事務所」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)
 第六十五條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成十二年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に改め、同条第二項中、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三に定める海運支局」を、「運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))」を削る。
 同令別表第五第二号に掲げる「海事事務所」に、「海運支局等」を、「運輸支局等」に改める。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正)
 第六十六條 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十二年運輸省令第九号)の一部を次のように改正する。

第七條の表中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に改める。
 第八條の表中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に改める。
 第十條の表中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に改め、同条第一項中、「海運監理部長」を、「運輸監理部長」に、「陸運支局長及び海運支局長」を、「運輸支局長及び海事事務所」に改める。
 第十一條中、「陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。
 第十三號様式中、「X(円)未満」を、「(円)未満」に改める。

同令別表第五第四号に掲げる「海事事務所」に改める。

同令別表第五第四号に掲げる「海事事務所」に改める。